

狩野川改修工事

1 緒 言

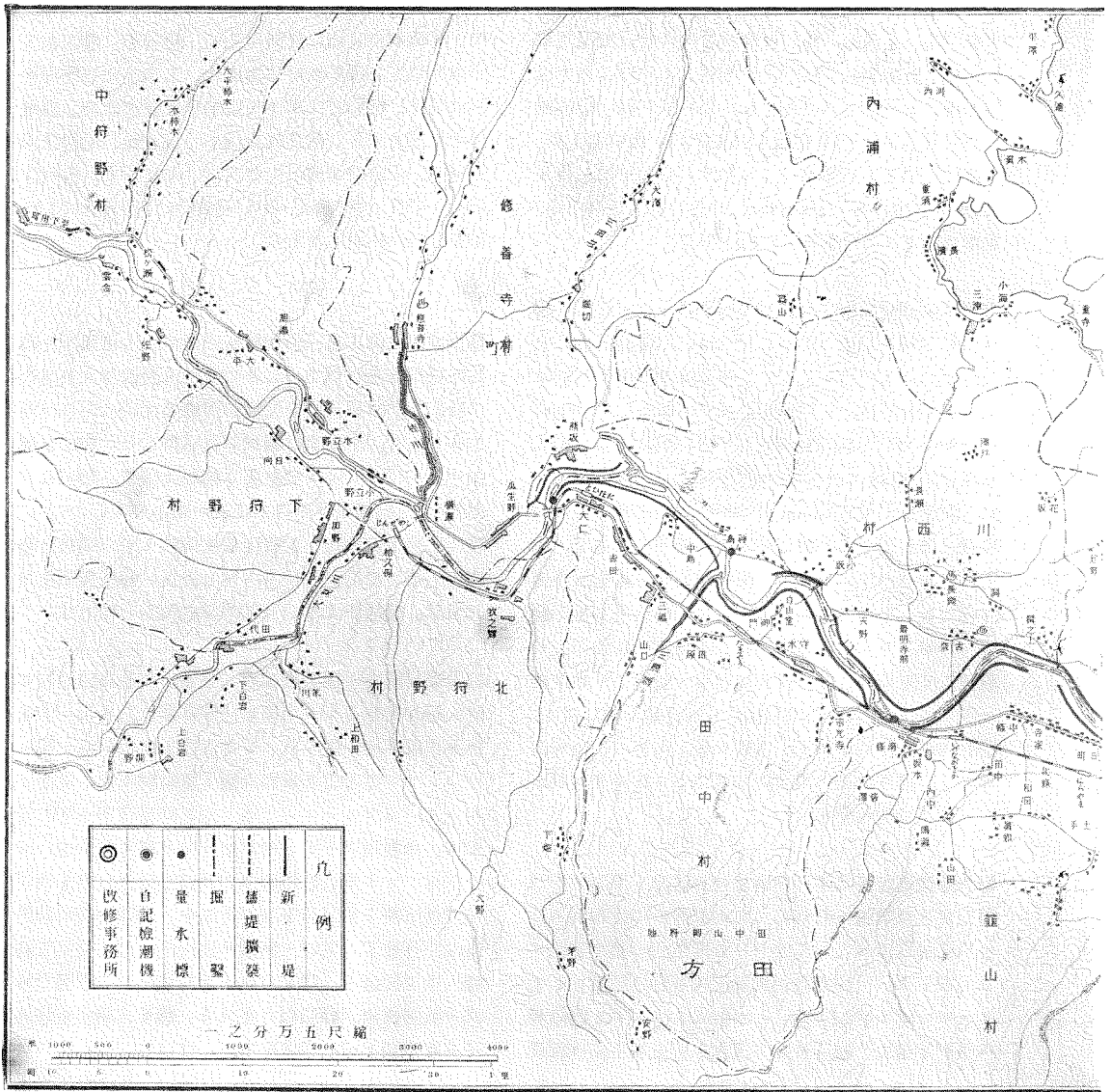
狩野川改修工事は内務省の直轄工事で、昭和2年度から同17年度に至る16箇年度繼續事業として總工費495萬餘圓を以て施行するものであり、其區域は幹川狩野川に於ては靜

岡縣田方郡修善寺町字瓜生野から海に至る26km、支川黄瀬川に於ては駿東郡大岡村地内合流點附近1km、合計27kmである。

2 河 狀

狩野川は源を伊豆半島の中央天城山八丁池

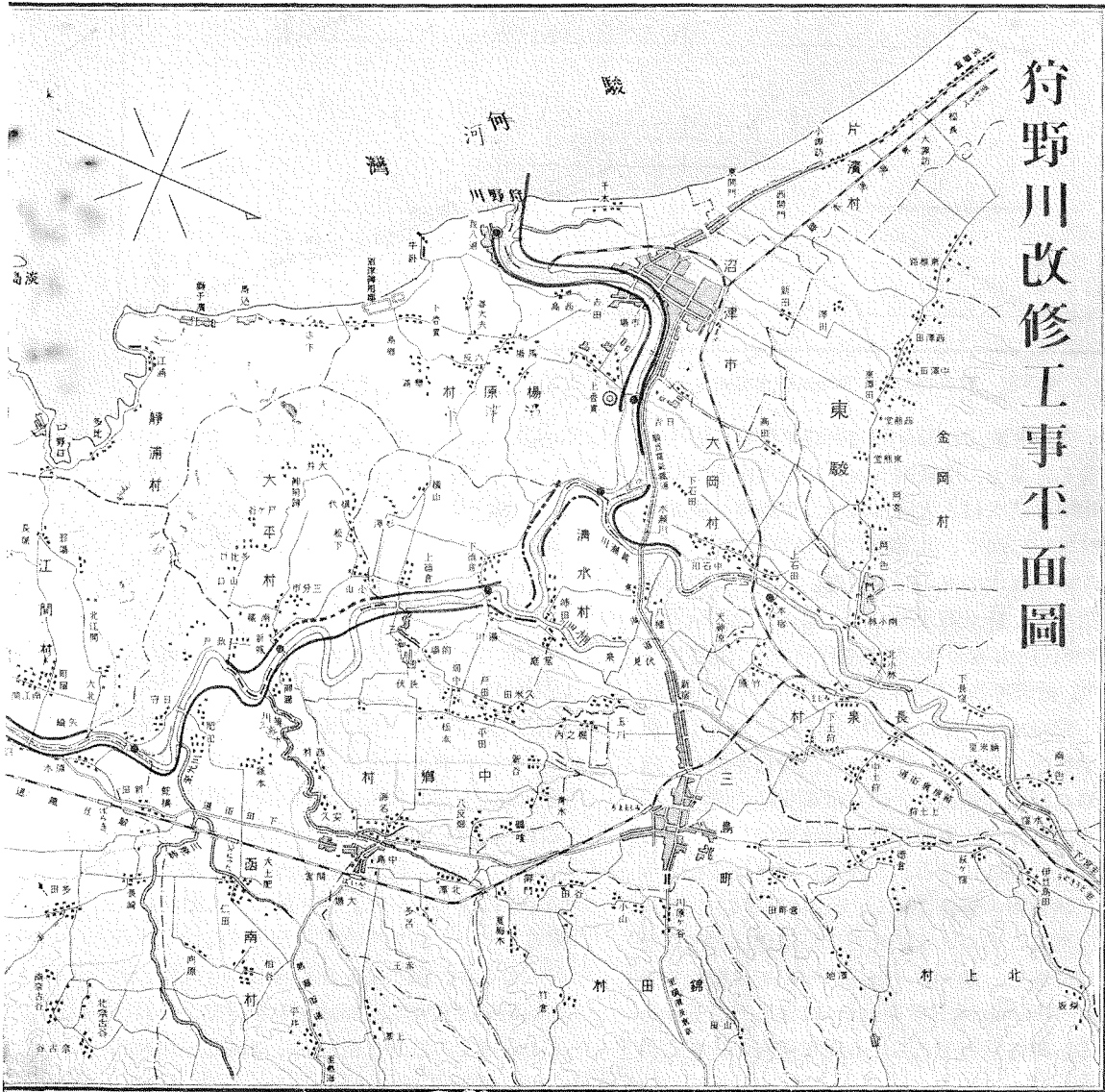
第1圖

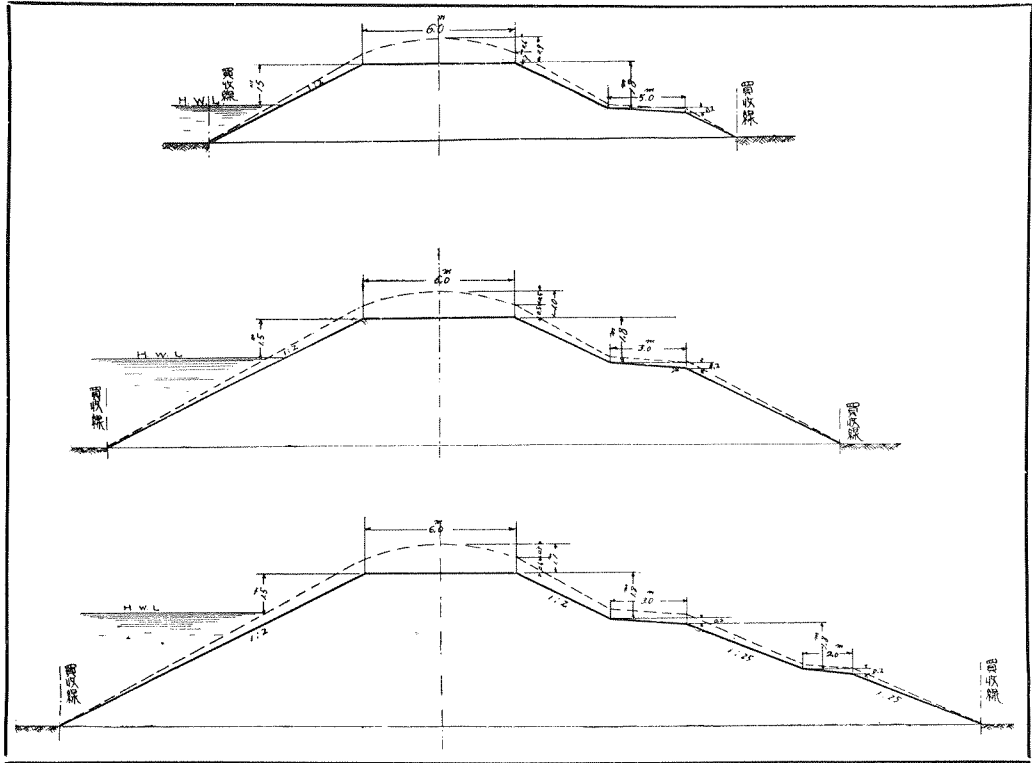


附近標高 1,200m の地に際し、西流後下田街道に沿ふて北流すること 22km、其間左支猫越川、船原川、修善寺川及大石支大見川等を容れ、田方郡田中村字大仁に於て北方に展開する平野に出る。此所から更に北に向つて蛇行すること 10km、同郡函南村日守に至つて北

西に流路を轉じ、箱根山腹を流下する來光、大場境等の諸支川を併せ、駿東郡清水村字下徳倉に於て高臺の間に入りて西に向ひ、大岡村木瀬川に至つて黄瀬川を併せ、沼津市に至るや南に急轉し、我入道に於て駿河灣の東北隅に注ぐ、其流路約50kmである。

狩野川改修工事平面圖。





第2圖 狩野川改修工事堤防断面定規其一、(上より堤高3米以内、3~5米、5米以上)

支川黄瀬川は源を静岡縣駿東郡御殿場町に發し、富士、愛鷹兩火山と箱根火山との間を南流し清水村と大岡村の境で東海道を横斷し狩野川に注ぐ、其流路約32kmである。

本川は大小支川37を有し、其流域は静岡縣沼津市、駿東郡及田方郡に跨り、總面積 853 km²、(内山地662km²、平地191km²)、流路416km、灌漑面積3,490ha 水害面積3,790haである。

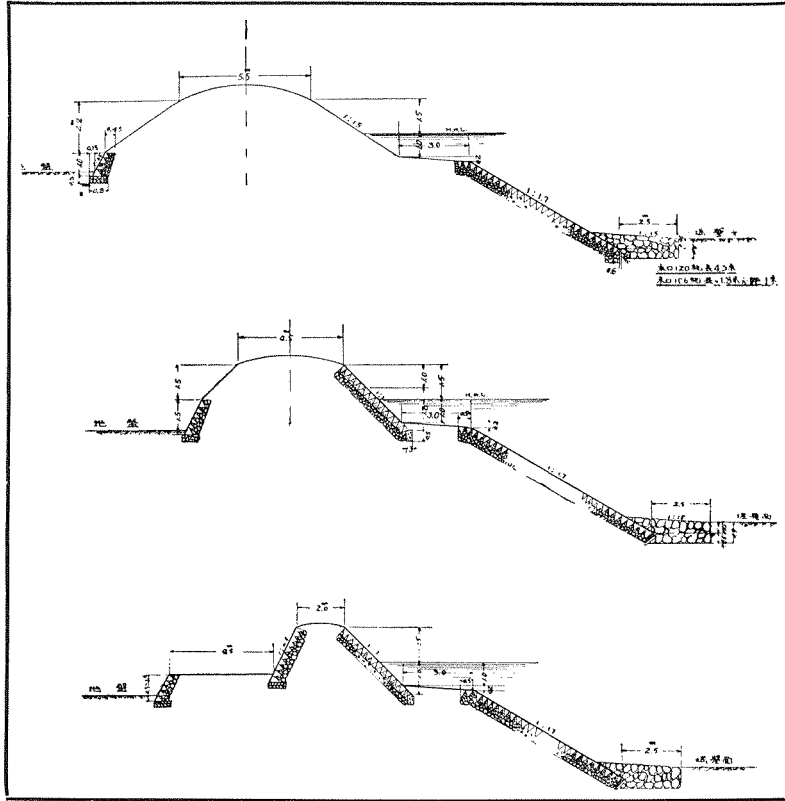
狩野川沿川中修善寺町以下は耕地廣く、農桑牧畜の業盛で、流末には沼津市を擁し、河口には沼津港あり、伊豆沿岸交通の關門をなす。加ふるに兩岸一帶の地は風光明媚、到る所史料遺蹟に富み、又諸所に温泉地帯を控へ所謂東海の勝區に屬し、交通は發達してゐる。

然るに本川の水源たる天城連山は多雨の地域に屬し、湯ヶ島(標高230m)では降水年量4,000m.m,降水日量480m.mに達したことがある。斯る状態であるから颱風襲來の度毎に洪

水起り修善寺、沼津間の沃野は濁流の浸す處となり、多大の損害を惹起する次第である。就中大正9年の大出水は絶大で損害240萬圓に達し、人命18を失ふの不幸を齎した。

3 計畫の大要

狩野川幹支川全體を通じて殆んど堤防らしいものは無い、従つて一旦出水あらんか山麓から山麓迄の間一面の濁水面と化するのである。此の水害を防止するには、現在の河身全體を改修するか、又は江間村から靜浦村を経て江ノ浦灣に注ぐ放水路を造成するかとの二つの方法がある。後者は江間村以下16kmの區間を改修する代りに、3km餘の放水路を以てするもので、狩野川改修費を大に節約し得るのみならず、猶將來改修せらるべき大場、來光兩川の改良費をも輕減するを得て、一石二鳥の名案であるが、惜むらくは江間村民及江



第3圖 狩野川改修工事堤防断面定規其二

ノ浦漁業者の反對に會し、放棄の止むなきに到つた。

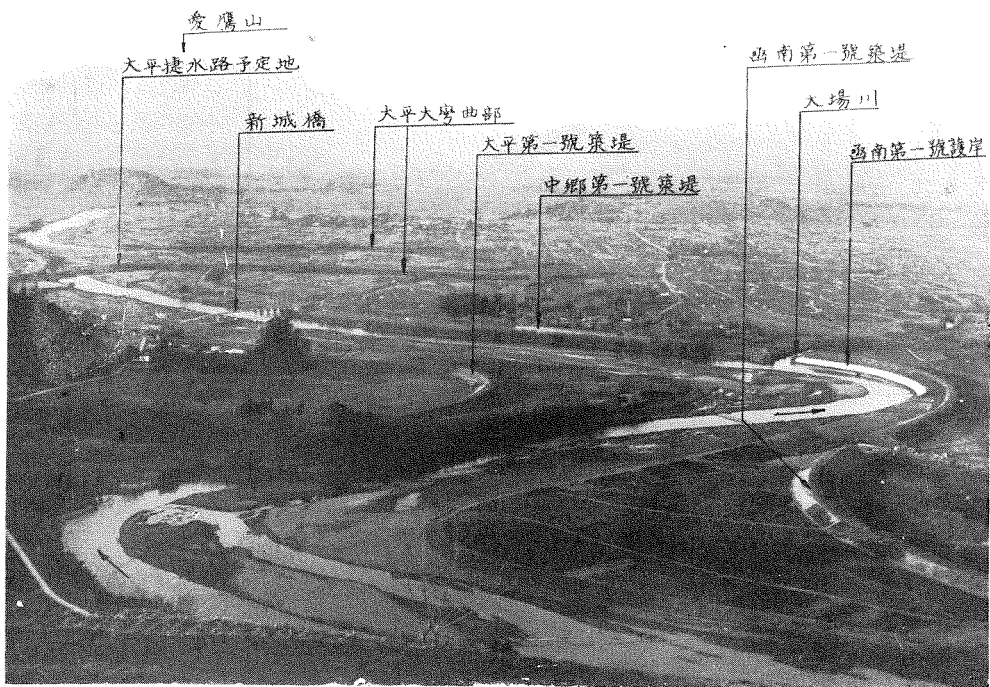
本川計畫高水量は幹川狩野川改修起點に於て $1,700\text{m}^3/\text{sec}$ 、黄瀬川合流點に於て $2,700\text{m}^3/\text{sec}$ 以下海に至る間を $3,100\text{m}^3/\text{sec}$ とし、支川黄瀬川に於ては $840\text{m}^3/\text{sec}$ とした。幹川狩野川の計畫河幅は $140\sim 230\text{m}$ 、計畫高水勾配は上流大仁附近が最急で $1/200$ 、中流に於て最緩で $1/2,400$ 、平均 $1/820$ 、河口附近で $1/1,10$ である。築堤は大體地形に應じて所々に斷續施工し、大平村地内で舊堤の一部を利用補強する外總て新堤である。同村地先河身の大屈曲部は捷路を開鑿して直通させ、土間ノ上下徳倉の狹窄部其他河積不充分的箇所は掘鑿して洪水を快通させ、沼津市内では別に低水路を浚渫して適當の流積を與ふると共に舟運の利便を圖る。尙沿川必要の箇所には護岸若くは水

制を施し、河口には突堤を設ける。支川黄瀬川は其流末右岸に堤防を設け其他の小支川及悪水路に對しては地勢に應じ適宜取付堤を築き又は樋管を設ける。堤防は天幅 6m 、法表裏共2割、天端高を計畫高水位上 1.5m とし、裏法には天端から 2m を下り幅 3m の小段を設くるを標準とする。但し沼津市内の分は堤高低く概して 3m 以下なると特に高價な市街地の用地費(1坪に付最高 73 圓)を節約する爲め普通の箇所では天幅 5.5m 法表裏共1割5分とし尙裏法先には石積を

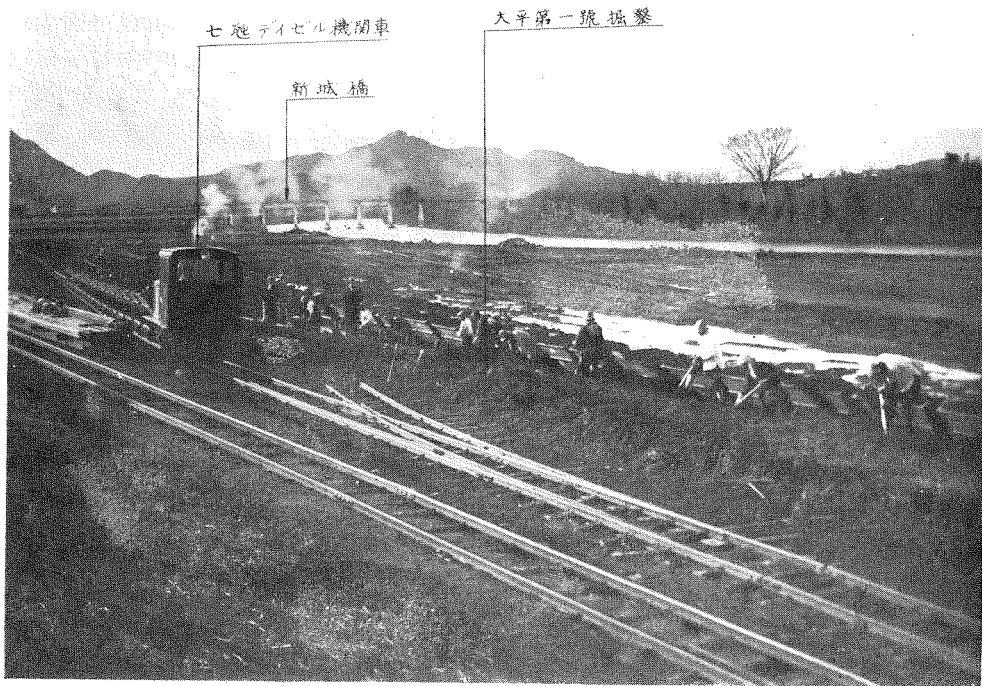
設けて之を保護する事とした。又特種の箇所には於ては天幅を 2m 又は 4.5m 、表法1割、裏法5分若くは1割、表法は全部練石積、裏法は全部或は一部空石積とした。尙用地に一層餘裕の無い箇所には胸壁堤を設くる豫定である。

4 施行狀況

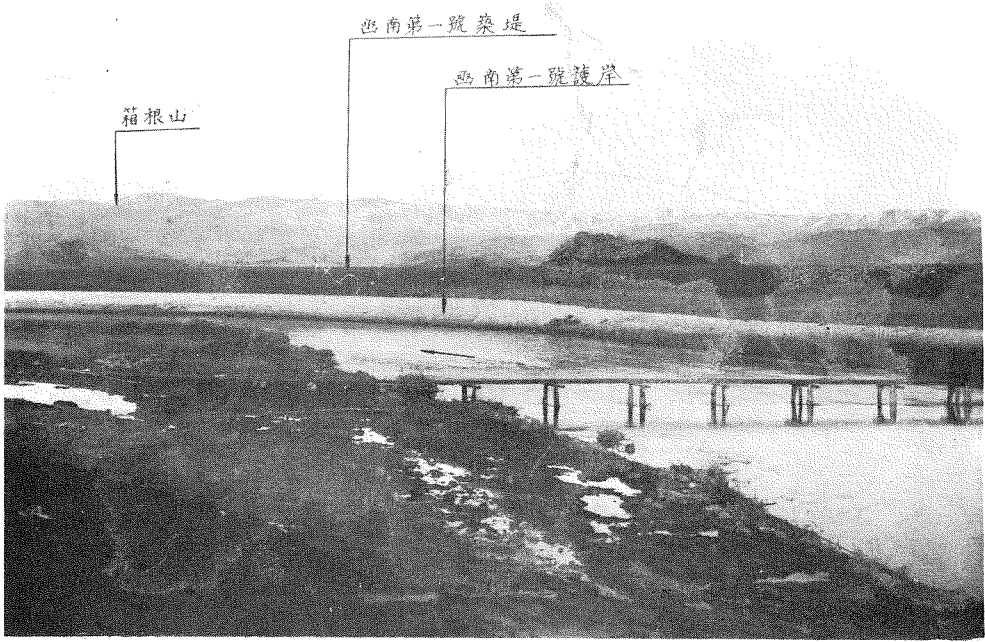
本工事は昭和2年度の創業で、翌3年4月沼津市に土地收用事務所を設け、昭和7年度迄に沼津市、中郷村、函南村、大平村及菰山村の土地 66 町歩を買收し用地費 $1,278,297$ 圓を支拂ひ昭和2年9月沼津市に改修事務所を設置し、同4年度から工事に着手し、昭和7年度迄に掘鑿 $844,061\text{m}^3$ 、築堤 $517,430\text{m}^3$ 、護岸 $13,266\text{m}^2$ を竣功せしめた外附帯工事3箇所を直接施行した。掘鑿は總て人力に依り、運搬には人力、馬力又は7瓩ダイゼル機關車を用ゐた。



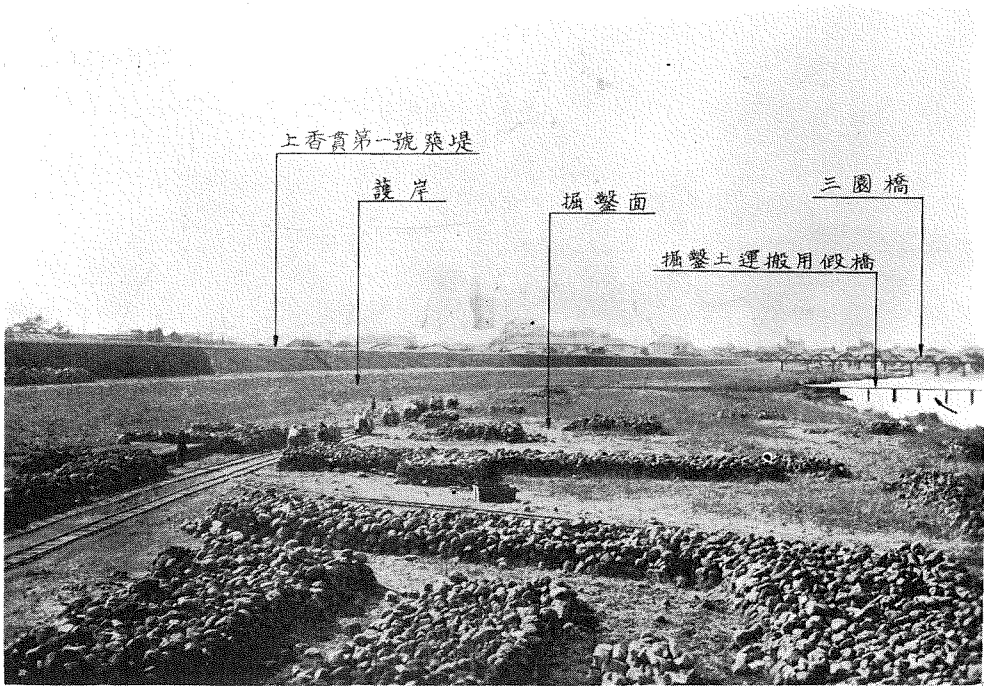
狩野川改修工事状況其一。



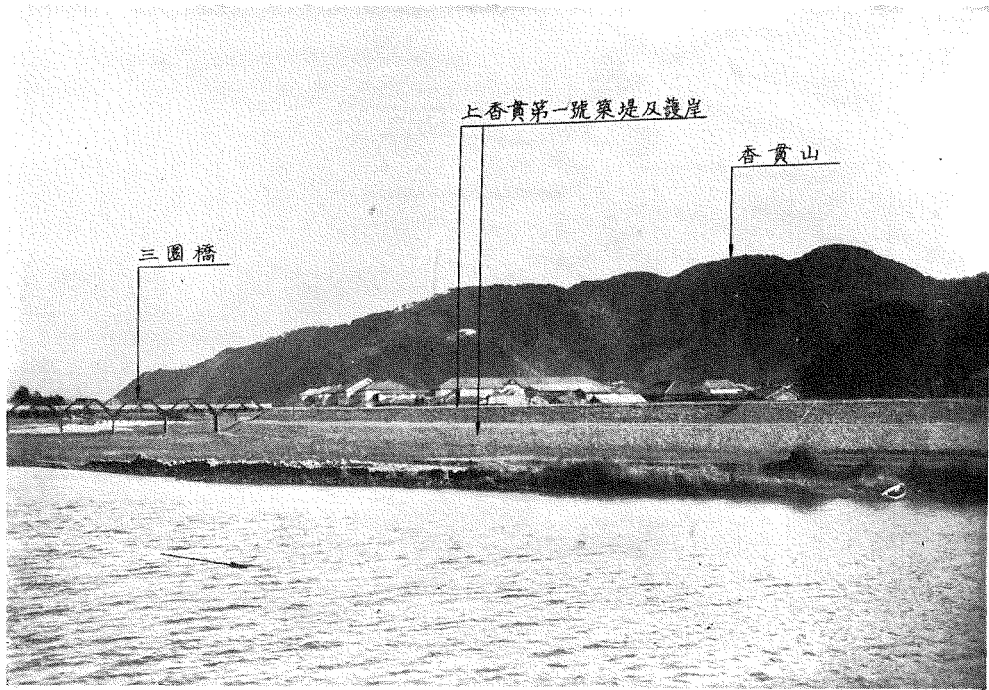
狩野川改修工事状況其二。



狩野川改修工事狀況其三。



狩野川改修工事狀況其四。



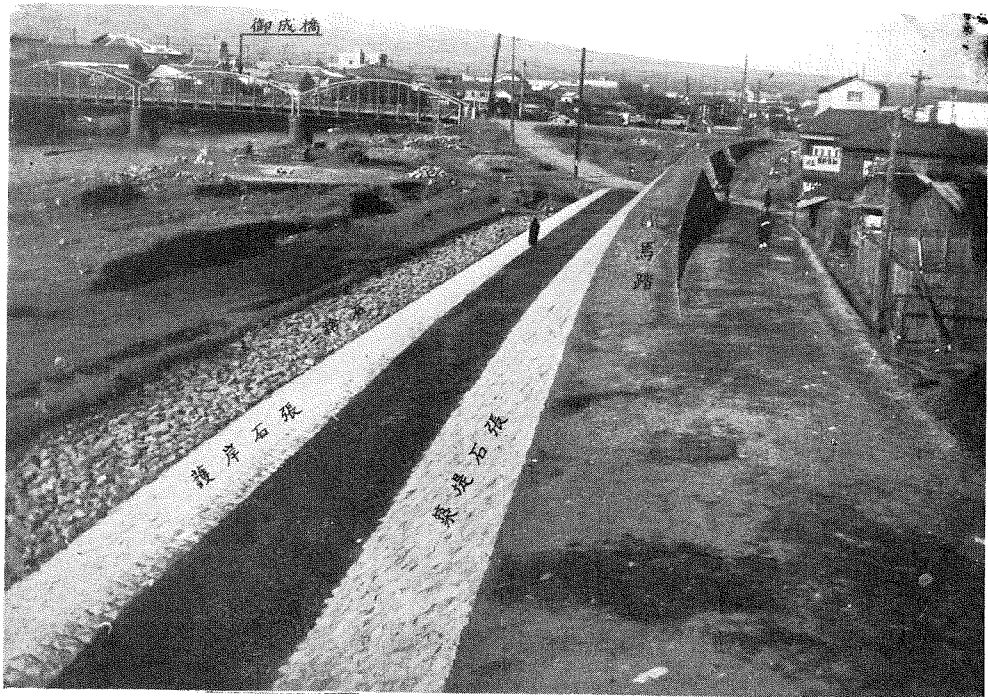
狩野川改修工事狀況其五。



狩野川改修工事狀況其六。



狩野川改修工事状況其七。



狩野川改修工事状況其八。